



# 流山市教育委員会いじめ防止相談対策室 スクールロイヤーだより

令和6年度第3号（令和6年11月発行）



過去の号はこちら↑

## 学校事故を防ぐ（2）～学校の安全点検～

学校保健安全法は、学校に対し、施設・設備の安全点検を行うことを義務付けています。

この安全点検は、施設・設備の異常の有無について行うもので、毎学期に1回以上及び必要に応じて臨時に行うものとされています。また、これ以外にも、日常的に設備等の点検を行い、環境の安全の確保を図ることが求められています。

➔ 文部科学省の「[学校における安全点検の参考資料](#)」には、具体的な危険箇所の事例やリスク低減の方法が、写真付きで紹介されています。

《特に注意の必要な、重大事故のおそれがある危険箇所の例》

- 棚の上など高いところに、落下のおそれのある重量物がある
- 窓の近くに、窓にのぼる足掛かりになる物がある（転落の危険）
- 非常口など避難経路をふさぐ場所に、物が置かれている

**Check!** 安全ルール「決めただけ」になっていませんか？

学校には「廊下を走らない」など安全のために決められたルールがあります。

ただ、ルールがあっても徹底されていなければ、事故は防げません。ルールが児童生徒に周知されているか、どのような方法で遵守状況を確認しているのか等、取組状況の再点検をお願いします。

### 裁判例紹介

——さいたま地方裁判所令和6年6月25日判決

小学5年生の児童が給食準備のため1人で丸食缶を運んでいたところ転倒し、やけどを負った事案。

裁判所は、学校は丸食缶を2人で運ぶルールを定めていたが、そのルールの掲示や書面化も、職員を配置して児童2人で運ぶよう確認すること等もしていなかったこと、事故前にも児童が1人で運ぶ場合があったことを認定し、小学校を設置する市に賠償を命じました。

令和6年3月、文部科学省の「[学校事故対応に関する指針（改定版）](#)」が公表されました。同指針には、事故発生に備えた事前の取組や、事故発生後の対応の流れなどの重要事項が記載されています。



[学校事故対応に関する指針\(改定版\)](#)

### 事故の発生に備えるために

- いつ誰が事故現場に遭遇しても適切な対応ができるよう、勤務校の危機管理マニュアルを改めて確認しておきましょう。
- 校内のヒヤリ・ハット事例を教職員間で共有することは、実効性のある安全体制をつくるためにも重要です。
- 事件や事故が発生した時の対応を保護者とも事前共有できているか確認しましょう。

安全点検に関する  
文部科学省の資料



学校における  
安全点検要領



学校における  
安全点検の参考資料



教職員のための  
学校安全e-ラーニング